主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人坂元義雄の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、刑法二一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長 | 谷 川 | 太一 | 郎 |
|--------|---|-----|----|---|
| 裁判官 | 井 | 上 | | 登 |
| 裁判官 | 島 | | | 保 |
| 裁判官 | 小 | 林 | 俊 | Ξ |